# 現行計画のふりかえりと次期計画の基本的な考え方

資料１

## １．現行計画（八尾市はつらつプラン）のふりかえり

| 評価 | 項目 | 推移（プラン策定時→R７実績） | 目標値 |
|---|---|---|---|
| ○ | 男女共同参画が実現していると思う市民の割合 | 33.2% → **36.8%** | 35% |
| ○ | 男性職員の育児休業取得者数及び部分休業取得者数 | 23人 → **48人** | 前年度比増 |
| × | 市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合 | 33.0% → **32.8%** | 40% |
| × | 男女共同参画センター「すみれ」の認知度 | 7.9%→**9.3%** | 50% |
| × | 配偶者等からの暴力を受けたことがある人の割合 | 女性29.9%→**28.9%**<br>男性12.8%→**13.6%** | 女性15%<br>男性8% |
| × | DV被害に対する相談窓口を１つも知らない人の割合 | 14.2% → **17.3%** | 5% |

・目標達成したもの：１３項目のうち３項目
・男女共同参画への意識の底上げは進展しており、男性職員の育休取得者数等についても着実に増加しており、八尾市が事業主として男女共同参画の推進を牽引する役割を担っている。
・一方で　意思決定の場への女性の参画は停滞しているほか、配偶者からの暴力を受けたことがある人の割合と被害を受けた場合に相談する窓口を知らない人の割合が増えており、「すみれ」の存在や必要な支援に関する情報が市民に届いていない状況

## ２．市民意識調査から見える八尾市の現状

**■意識と実態の乖離**
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民は56.5%であるものの、家事時間は依然として女性に偏重（女性回答者のうち食事の支度を「自分が担当している」と答えた人は59.2%）している。また、政治の場（74.3%）、社会通念・慣習（68.5%）においては「男性が優遇されている」と感じする市民が依然として多い。

**■DV被害の潜在化**
DV等の暴力を受けた際、43.3%が「我慢した」、19%が「どこにも相談しなかった」と回答。DVには様々な暴力があることの周知や相談することに対する心理的ハードルを下げることが重要

**■「すみれ」の認知度の低さ**
「すみれ」の認知度は9.3%に留まり、長年１割未満で低迷している。「すみれ」のコンセプトである「新たな一歩を踏み出せる場所」としての機能を充実するとともに、広報戦略の見直しが必要

**■支援体制についての世代間によるニーズの差**
支援につながりやすい体制を作るために必要な取り組みとして、20代から70代以上では「いつでも安心して話せる居場所づくり」を求める声が多い一方、10代では「メールやSNSによる相談窓口の拡充」を求める声が最も多い。相談することへの心理的ハードルを下げる工夫が必要

## ３．次期プランの基本的な考え方

■基本理念
（八尾市男女共同参画推進条例第３条より）
・男女の人権の尊重
・社会における制度・慣行についての配慮
・政策・方針決定過程への共同参画
・家庭生活と他の活動との両立
・身体的特徴や健康への配慮
・国際的協調

■根拠法令
・男女共同参画社会基本法
・女性活躍推進法
・DV防止法
・困難女性支援法　※今回新たに追加

■国
『第６次男女共同参画基本計画』
（令和8年3月13日閣議決定）
・指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会をめざす
・多様な幸せ（Well-being）の実現
・フェムテックの推進
・男女共同参画の視点をテクノロジー施策に反映
・地域における男女共同参画の推進

■府
『おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）』
（令和８年３月策定）
・性別役割分担意識の解消に向けた意識改革
・SDGｓの推進によるジェンダー視点の主流化

■主な目標（案）

男女共同参画に向けた取り組みの一層の推進
【根拠法令：男女共同参画社会基本法】

性別にかかわらず自分らしく活躍できるまちづくり
【根拠法令：女性活躍推進法】

多様な立場の人々が安心して暮らせる社会の実現
【根拠法令：DV防止法、困難女性支援法】